

令和6年11月11日（月）  
第2回行政改革懇談会 資料4

# 第九次栗東市行政改革大綱 (素案)

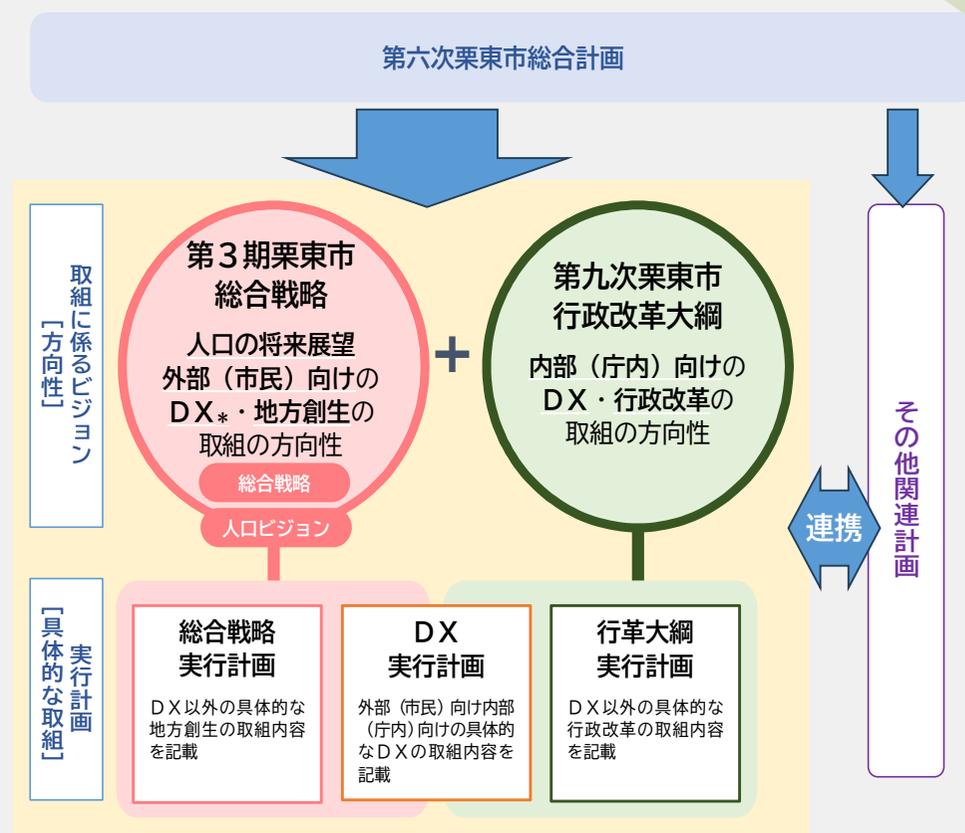
# 1. はじめに

- 栗東市では、平成8年度から行政改革に着手し、3～5年を計画期間とする行政改革大綱を策定し、これまで継続的な改革に取り組んできました。
- 行政改革とは、組織の効率化と経費削減を目的に現状を見直し、「最少の経費で最大の効果」が図れるよう継続して取り組む活動を指します。
- とりわけ、本市においては、厳しい財政状況が続く中、事務事業において選択と集中が必要な状況であり、すべての事務事業において行政改革の視点で点検しながら継続的な改善を行っていく必要があります。

- 八次大綱では、「組織の体質改善による持続可能な行政運営 ～積極的なアウトソーシングの導入を踏まえて～」を目標として取り組みを進め、「行政サービス」や「財源確保」の取り組み等で一定の成果がありました。目標達成指標とした市民アンケートの結果では、目標値を達成することができませんでした。これは、行政改革の取り組みが不十分であったことや、行政改革そのものが市民生活とは直接的な関係が薄いことでもあります。市民への説明が不十分であったことが主な要因として考えられます。
- 九次大綱では、社会の急速な変革に伴った持続可能な行政運営を行うために、「スクラップ&ビルド」をキーワードに、計画のあり方や事務事業の見直しを行い、職員の意識改革、市民との情報共有の方法を工夫するなど、限られた経営資源を活用して柔軟な対応が行えるしくみづくりに取り組み、市民サービスの向上を目指します。

## 2. 第九次行政改革大綱の位置づけと役割

- 計画期間：令和7（2025）年度～令和11（2029）年度までの5年間
- 第六次総合計画の後期基本計画に基づき、内部（庁内）向けのDX・行政改革の取り組みビジョンを示します。
- 具体的な取り組み・事業内容は「行政改革大綱実行計画」に記載することとし、DX実行計画、総合戦略実行計画とともに定期的な見直しを図ります。



### 3. 成果（アウトカム）指標

#### ① 栗東市総合計画等における市民アンケート調査

指 標	数値目標
行財政運営が効率的に実施されるまちづくりが推進されていると思う市民の割合 （そう思う・ややそう思うの割合）	19.9%以上 (R5：19.9%)
公正、確実な事務運営により、行政サービスの品質向上が推進されていると思う市民の割合 （そう思う・ややそう思うの割合）	27.2%以上 (R5：27.2%)

#### ② 栗東市職員アンケート調査

指 標	数値目標
【仮】 行政改革の取り組みが進んでいると思う職員の割合 （そう思う・ややそう思うの割合）	R6年度調査の数値以上

## 4. 4つの方針 + デジタルの視点

### 方針1

効率化・重点化による市民サービスの向上

### 方針2

働きやすく、柔軟な思考が持てる職場づくり

### 方針3

財政健全化に向けた更なる財源確保

### 方針4

民間事業者など、多様な主体との連携

### デジタル技術・人材の活用の視点

- デジタル技術・人材の活用により、4つの方針に基づく行政改革の推進を支え、市民サービスの向上を目指します。

# ●方針 1

## 効率化・重点化による市民サービスの向上

従来の手法や価値観にとらわれず、スクラップ&ビルドの考え方で事務事業を見直し、効率化、重点化を図ります。どのような成果につながったのかを常に検証し、説明責任を果たして、市民や多様な主体からの信頼確保に努めます。

### <ポイント>

- ①デジタル化による市民の利便性向上、業務の効率化
- ②改善意識向上による事務事業見直しの習慣化
- ③施策や事業の成果の「見える化」

### <主な取り組み>

- ・ 行政手続のDX化の拡充 **(D)**
- ・ スクラップ&ビルドによる事務事業見直しと情報公開
- ・ 複数部署にまたがる業務の一元化
- ・ 公開型GIS導入による市民の利便性向上 **(D)**
- ・ ICTの利用が困難な方への配慮 **(D)**
- ・ 計画の一体的策定（進行管理を含む）

**(D)** : デジタル技術・人材の活用に関する取り組み

## ●方針 2

### 働きやすく、柔軟な思考が持てる職場づくり

市民サービスの向上を図るために、時代や環境の変化に適切かつ柔軟に対応できる人材育成を推進し、すべての職員が誇りを持ち、快活に仕事ができる仕組みづくりに取り組みます。

#### <ポイント>

- ①職員の働きがいの実感による生産性の向上
- ②社会の変化に柔軟に対応し、機能的で能動的な組織体制の整備
- ③人材交流・外部人材の登用

#### <主な取り組み>

- ・テレワークやフレックスタイム制、育児休業など  
の多様で柔軟な職場環境づくり (D)
- ・アウトソーシングによる業務の効率化・重点化
- ・ハラスメントの防止および対策の強化
- ・デジタルなど専門性が高い分野に特化した外部人材の活用 (D)
- ・専門的な知識を持つ職員の育成 (D)

(D) : デジタル技術・人材の活用に関する取り組み

## ●方針 3

# 財政健全化に向けた更なる財源確保

今後の社会経済情勢などの変化に伴う課題に対応し、健全で持続可能な行政運営ができるよう、あらゆる手段を講じながら安定的な歳入の確保を目指します。

### <ポイント>

- ①自主財源の更なる確保
- ②受益者負担の適正化

### <主な取り組み>

- ・クラウドファンディング、ネーミングライツ、有料広告事業などの手法の積極的活用
- ・デジタルを活用した市税などの収納チャネルの多様化(D)
- ・使用料・手数料の適正化
- ・積極的な企業立地による税収確保
- ・国・県等補助金や交付税措置のある起債の積極的活用

※財政健全化については「栗東市財政運営基本方針」に委ねる。

(D) : デジタル技術・人材の活用に関する取り組み

## ●方針 4

### 民間事業者など、多様な主体との連携

民間企業や大学など多様な主体と連携し、市に関連する誰もが「わがまち」への愛着・誇りを持てるまちづくりを進めます。

#### <ポイント>

- ①民間企業などからの提案を積極的に受け入れる体制づくり
- ②公共施設等の建設、維持管理、運営等の公民連携

#### <主な取り組み>

- ・民間企業や大学からの提案窓口の設置
- ・PFIをはじめとした民間活力の活用
- ・指定管理者制度の見直し
- ・特定テーマについて外部有識者の助言を受ける会議の設置 (D)

※市民参画と協働の取り組みについては

「栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例行動計画」に委ねる。

(D) : デジタル技術・人材の活用に関する取り組み

# ● デジタル技術・人材の活用の視点

時間や場所を選ばない、利便性の高い行政手続きの実現を目指し、デジタル化を推進します。  
職員意識の醸成とデジタルに特化した人材の育成や外部人材の活用に取り組みます。

## ① 行政サービスの変革

⇒ デジタル化の徹底による飛躍的な効率化、新たな課題対応に必要な資源（人材、財源、時間）の創出

## ② 意識の醸成と職員育成

⇒ 変革への心理的障壁の克服

⇒ 専門的知識、技能を有する職員の育成、全体の底上げ

## ③ 市民目線での利便性

⇒ 行政手続きのデジタル化、保有するデータの公開、広報の最適化

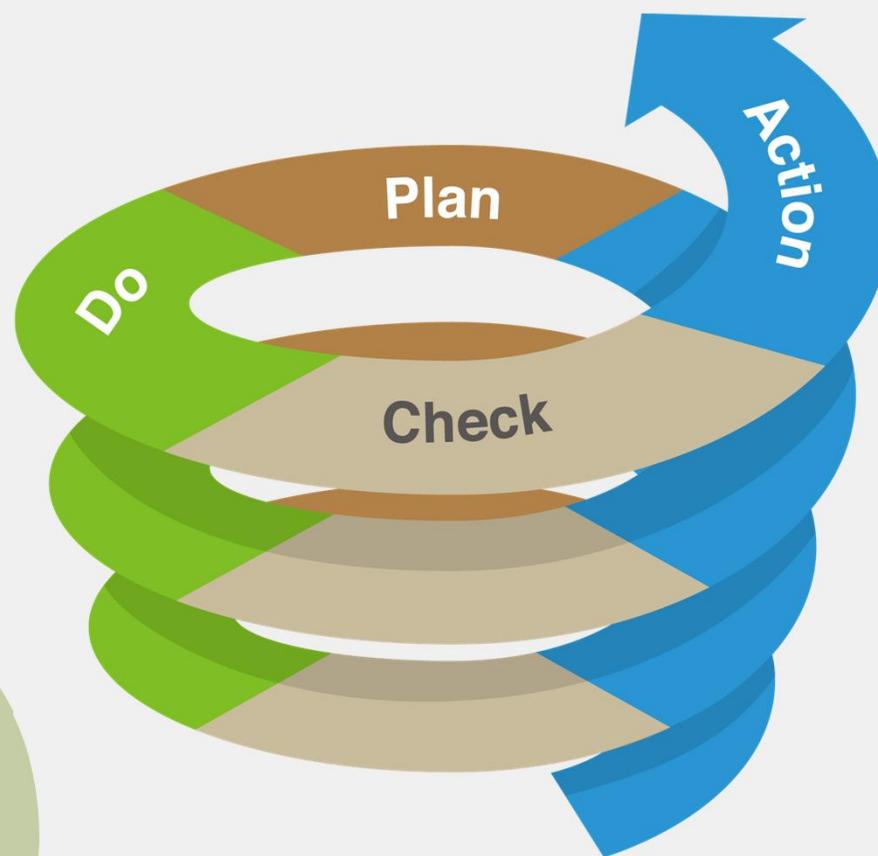
※DXの推進については「栗東市DX推進計画」に委ねる。

# 5. 進行管理

- 各方針の具体的な取り組みは、別に策定する「実行計画」でPDCAサイクルにより進行管理を行います。
- 「実行計画」の各取り組み項目には活動（アウトプット）指標を設け、成果（アウトカム）指標と活動（アウトプット）指標の達成度により、行革大綱の進捗をはかります。
- チェック機能を強化するため、評価結果は幹部職員で構成する行財政改革推進本部会議で評価し、その評価結果を外部の懇談会等に報告することで外部委員からの意見を聴取します。自己評価と外部からの意見を組織全体で共有し、次の「アクション」へつなげます。



- 「実行計画」の年度ごとの評価については、ホームページで公開します。



- 本大綱は持続可能な開発目標1（SDG s : Sustainable Development Goals）の 17 のゴールのうち2つのゴールと強い関連性を持つことから、行政改革の目指す姿をSDG s の理念や目標の一部を共有するものとして位置付けます。



<sup>1</sup>持続可能な開発目標：平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された平成 28（2016）年から令和 12（2030）年までの国際目標。

# 用語集

※作成中

# 参考資料

## ●第八次行政改革大綱までの経過と概要

本市は、平成8年度を初年度として、29年間八次にわたる行政改革大綱を策定し、3～5年間を計画期間として、毎年度における実績や進捗状況等を確認しながら推進してきました。

計画期間	主な取組内容
第一次大綱	地方分権推進法の成立を受け、効率的な行政運営を推進するため、3年を推進期間とする大綱を策定。事務事業の見直し、組織機構・定員適正化、効果的な行政運営、職員の能力開発、公共施設の設置、財政の健全化の6項目を重点的に取り組む。
第二次大綱	本格化する地方分権や市制施行の対応、社会情勢の変化に柔軟に対応できる行政システムづくりの推進に向け、引き続き、6項目の取り組みを重点的に推進。
第三次大綱	平成13年10月の市制施行による新市政の歩みを確実なものとするため、6項目を主な取り組み項目として、3C改革として広範な分野にわたる項目に取り組む。
第四次大綱	給与や定員管理の適正化に積極的に取り組み、外部評価員制度の導入により、目標管理による成果重視の行政運営を推進。また、「集中改革プラン」を大綱の実施計画として位置付けて策定。
第五次大綱	新幹線新駅建設事業の中止などの急激な財政悪化により、将来にわたって行政サービスを継続して行うため、「財政再構築プログラム」を作成し、改革に取り組む。また、「(新)集中改革プラン」を策定。
第六次大綱	大綱の実施計画として「(新)集中改革プラン」を位置づけ、全庁一丸となって取り組みを進めた。平成22年度当初予算より10億円の改革(歳入増加・歳出削減)を目標と掲げるなかで、ほぼ目標額を達成。
第七次大綱	職員プロジェクト会議を設置し、職員のアイデアや意見を集めて策定。従来までの制限や統合、削減を主とした抑制型改革に加え、新たに「プラス創造型改革」に取り組む。大学との包括協定の締結や人口ビジョン・総合戦略の策定・実践などの成果をあげた。
第八次大綱	「協働」「行政サービス」「人材・組織力」「財源確保」の4つの視点で取り組みを進め、電子申請の対象拡大や有料広告事業の実施など、各視点の取り組みで一定の成果があった。しかし、達成目標(アウトカム指標)の結果は、未達成。

# 参考資料

## ●第九次大綱策定体制と経過

※作成中